

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人公立千歳科学技術大学就業規則(以下「就業規則」という。)第 32 条の規定に基づき、同規則第 2 条に規定する職員(以下「職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第 2 条 この規程において「給与」とは、給料及び諸手当をいう。

2 「給料」とは、就業規則第 9 条に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、次項の諸手当を除いたものをいう。

3 「諸手当」とは、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、寒冷地手当、期末・勤勉手当、管理職手当、超過担当手当、教員特別手当、競争的資金獲得手当及び職員資格等手当をいう。

(給与の原則)

第 3 条 給与は、社会的水準、物価、法人の支払能力等を考慮して公正に決定するものとする。

2 職員の受ける給与は、その勤務の複雑、困難及び責任の度に基づき、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の条件を考慮したものでなければならない。

第 2 章 給料

(給料表)

第 4 条 職員の給料は、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める給料表を適用する。

(1) 教育職員 教育職給料表(別表第 1)

(2) 事務職員 事務職給料表(別表第 2)

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の区分とその内容は、理事長が別に定める。

(初任給、昇給等の基準)

第 5 条 職員の職務の級は、前条第 2 項に規定する職務の区分に従い決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号俸は、理事長が別に定める初任給の基準により決定する。

3 前項の規定による号俸を決定する場合において他の職員との権衡上必要と認めるときは、前項の基準によらないことができる。

4 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前 1 年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給号俸は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給号俸数を 4 号俸(教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級であるものにあつては 1 号俸)とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

6 教育職員は満 60 歳、事務職員は満 55 歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4 号俸」とあるのは、「2 号俸」とする。

7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

8 第4項及び第5項に規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給料の支給)

第6条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は月の1日から末日までとし、1給与期間につき給料月額を支給する。

2 給与期間の給料の支給日は、その月の25日とし、支給日が週休日又は就業規則第11条に規定する休日に当たるときは、順次これを繰り上げる。

3 給与期間中、給料の支給日後において新たに職員となった者にはその月の末日(その日が週休日又は就業規則第11条に規定する休日に当たるときは、順次これを繰り上げる。)に、給与期間中給料の支給日前において退職し、又は死亡した職員にはそのときに、給料を支給する。

(給料の日割計算)

第7条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降格等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定めた給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から就業規則第9条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第3章 諸手当

(手当の支給)

第8条 支給期日を定める以外の手当は、その月の給料と併せて支給する。

2 期間計算に基づく手当は、前月の1日から末日までの分を25日に支給する。

(扶養手当)

第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の「扶養親族」とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者(心身障害の程度が著しく、終身労務に服することができない程度の者)

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものにあつては、3,500円)とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第10条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合においてその職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 前条第2項第2号から第6号までの扶養親族(以下この条において「扶養親族たる子、父母等」という。)がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。この場合において、前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

第11条 第9条に規定する他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている者には、次の各号に掲げる者は含まないものとする。

(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 理事長が定める額以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(住居手当)

第12条 住居手当は、次に各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 自ら居住するための住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。)を支払っている職員
- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
 - ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
 - イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を利用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に掲げる額
 - ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5km未満である職員 2,000円

イ	使用距離が片道 5km 以上 10km 未満である職員	4,200 円
ウ	使用距離が片道 10km 以上 15km 未満である職員	7,300 円
エ	使用距離が片道 15km 以上 20km 未満である職員	10,400 円
オ	使用距離が片道 20km 以上 25km 未満である職員	13,500 円
カ	使用距離が片道 25km 以上 30km 未満である職員	16,600 円
キ	使用距離が片道 30km 以上 35km 未満である職員	19,700 円
ク	使用距離が片道 35km 以上 40km 未満である職員	22,800 円
ケ	使用距離が片道 40km 以上 45km 未満である職員	25,900 円
コ	使用距離が片道 45km 以上 50km 未満である職員	29,100 円
サ	使用距離が片道 50km 以上 55km 未満である職員	32,300 円
シ	使用距離が片道 55km 以上 60km 未満である職員	35,500 円
ス	使用距離が片道 60km 以上である職員	38,700 円

(3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、理事長が別に定める区分に応じ、前 2 号に掲げる額(1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額でその額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第 1 号に掲げる額又は前号に掲げる額

- 3 前 2 項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 4 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の、本規程第 6 条第 2 項に掲げる日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員が、退職その他の事由が生じた場合には、当該職員に支給単位期間のうちその事由が生じた後の期間を考慮して返納させるものとし、退職その他の事由及び返納額は理事長が別に定める。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として 6 箇月を超えない範囲内で 1 箇月を単位とする期間(自動車等に係る通勤手当にあつては 1 箇月)をいう。

(時間外勤務手当)

第 14 条 正規の勤務時間を超えて勤務(以下「時間外勤務」という。)することを命じられた事務職員には、時間外勤務手当を支給する。

- 2 前項の時間外勤務手当は、第 23 条に定める勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 125(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 150)を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、就業規則第 9 条第 4 項の規定により振り替えられた 1 週間の正規の勤務時間(以下、「振替前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、振替前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 23 条で規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 就業規則第 11 条に定める休日に勤務を命じられた事務職員の時間外勤務手当は、前項の規定にかかわらず、100 分の 135(その勤務時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 160)を乗じて得た額とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、就業規則第 12 条の規定により振り替えられた振替前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、振替前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に

対して、勤務1時間につき、第23条で規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の35を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

6 時間外勤務を命ぜられ、時間外勤務の時間の合計が1箇月について45時間を超え60時間以下の職員には、その45時間を超え60時間以下勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の130(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の155)を、振替前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の30を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

7 時間外勤務を命ぜられ、時間外勤務の時間の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を、振替前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

8 理事長は、時間外勤務を命ずる場合は、時間外勤務手当の予算の範囲内で行なわなければならない。

(寒冷地手当)

第15条 職員には、理事長が別に定めるところにより寒冷地手当を支給する。

(期末・勤勉手当)

第16条 職員には、経營業績を勘案し、在職期間、業務実績、教育・研究の成果、職務の内容及び勤勉に応じ、理事長が別に定めるところにより期末・勤勉手当を支給する。

(管理職手当)

第17条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に対しその職務の特殊性に基づき支給する。

2 前項の手当の支給範囲及び額は、理事長が別に定める。

(管理職員についての適用除外)

第18条 第14条の規定は、管理職員には適用しない。

(超過担当手当)

第19条 責任の授業時間(以下「責任時間」という。)を超えて授業の担当することを命ぜられた教育職員には、超過担当手当を支給する。

2 責任時間及び超過担当手当の支給範囲及び額は、理事長が別に定める。

(教員特別手当)

第20条 教員特別手当は、理事長が定める業務に従事した教育職員に対し支給する。

2 前項の手当の支給範囲及び額は、理事長が別に定める。

(競争的資金獲得手当)

第20条の2 競争的資金獲得手当は、競争的資金を獲得した教育職員に対し支給する。

2 前項の手当支給に関する競争的資金の種別および支給範囲並びに額は、理事長が別に定める。

(職員資格等手当)

第21条 職員資格等手当は、理事長が職務上必要と認める資格、成績等を有する事務職員に対し支給する。

2 前項の手当の支給範囲及び額は、理事長が別に定める。

(給料の減額)

第 22 条 職員が勤務しないときは、就業規則第 11 条に規定する休日、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、第 23 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、傷病(業務及び第 24 条第 1 項に規定する通勤によるものを除く。)のため勤務しないものについては、結核性疾患にあっては引き続き 1 年、その他の疾病にあっては継続した期間 6 箇月のうち 90 日を超えて勤務しない場合に給料の半額を減ずる。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第 23 条 勤務時間 1 時間当たりの給与額は、給料の月額並びに寒冷地手当の月額に 12 を乗じ、その額を年間の勤務時間で除して得た額とする。

2 前項の規定する年間の勤務時間は、理事長が別に定める。

第 4 章 特殊な場合の給与

(休職者の給与)

第 24 条 職員が業務上の負傷若しくは疾病又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。)第 7 条第 2 項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第 40 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、この者に給与を全額支給する。ただし、労災保険法により給付を受ける場合は、その差額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第 40 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、この者に給料、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当及び寒冷地手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給する。

3 職員が心身の故障により、就業規則第 40 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、この者に給料、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当及び寒冷地手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給する。

4 職員が就業規則第 40 条第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中この者に給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。

5 職員が就業規則第 40 条第 1 項第 3 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中この者にはいかなる給与も支給しない。

(復職時の調整)

第 25 条 休職のため勤務しなかった職員が復職し、又は勤務するに至った場合における給料月額の決定は、他の職員との均衡を考慮して別に理事長が定める。

(給与の支払方法)

第 26 条 給与は、原則として通貨をもって、直接本人に全額を支払う。ただし、本人の承諾がある場合は、本人名義の銀行口座に振り込むことができる。ただし、この場合において、本人の給与支給日に払い出しがでなければならぬ。

2 職員が死亡した場合は、その給与を遺族に支給する。この場合の順位は、公立大学法人公立千歳科学技術大学職員退職手当規程第 8 条に定めるところによる。

(給与からの控除)

第 27 条 給与を支給する場合、次の各号に掲げるものを給与から控除することができる。

(1) 法令に定められた本人負担の租税公課

(2) 地方職員共済組合償還金

(3) その他、教職員の過半数を代表する者との間で控除について書面により協定されたもの。

第5章 補則

(派遣職員の取扱い)

第28条 公立大学法人公立千歳科学技術大学への派遣職員に対する給与については、この規程にかかわらず理事長と派遣職員の所属する組織の長との協議によって決定する。

(理事長への委任)

第29条 理事長は、この規程を実施するに当たり、この規程の条項によった場合には、著しく不合理となる場合又は必要があると認める場合には、この規程の条項にかかわらず、必要な措置をとることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 学校法人千歳科学技術大学を平成31年3月31日に退職し、平成31年4月1日に引き続き公立大学法人公立千歳科学技術大学に採用された職員で、学校法人千歳科学技術大学教職員給与規程第12条の規定の適用を受け、引き続き自ら所有する住宅に居住している世帯主たる者(以下「特例措置対象者」という。)に対しては、次の表の左欄に掲げる期間に応じ、同表の右欄に掲げる支給月額に住居手当を支給する。

期間	支給月額
平成31年4月1日から平成33年3月31日まで	3,000円(住宅を新築し、又は購入した職員については、その新築又は購入後5年間に限り1,000円を加算する。)

- 3 前項の規定は、施行日以後に特例措置対象者以外の職員となった者には適用しない。
- 4 平成31年3月31日に学校法人千歳科学技術大学を退職し、平成31年4月1日に引き続き公立大学法人公立千歳科学技術大学に採用された職員で、その者の受ける給料月額が平成31年3月31日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則(令和2年4月1日千大規第31号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日千大規第31号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。なお、改正後の第23条の規定は、令和5年2月7日から施行し、令和4年11月1日から適用する。

附 則(令和6年4月1日千大規第31号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日千大規第31号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和8年4月1日千大規第31号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
(号俸の切替え)
- 2 この規程による施行日の前日において、給料表の適用を受けていた職員の施行日における号俸(以下「新号俸」という。)は、施行日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)に応じて別表に定める号俸とする。

(令和9年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 3 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における改正後の第9条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものに対しては、支給しない」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者(心身障害の程度が著しく、終身労務に服することができない程度の者)」とあるのは「(5) 重度心身障害者(心身障害の程度が著しく、終身労務に服することができない程度の者) (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則別表第1

号俸の切替表(教育職給料表)

附則別表第2

号俸の切替表(事務職給料表)

別表第1 教育職給料表(第4条関係)

(単位:円)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	275,700	354,200	408,200	475,300
2	277,900	355,800	409,800	484,100
3	280,000	357,400	411,100	492,700
4	281,900	358,900	412,300	501,100
5	283,700	360,400	413,500	509,500
6	285,200	362,000	414,500	517,500
7	286,700	363,600	415,500	525,000
8	288,200	365,100	416,400	532,200
9	290,000	366,500	417,300	539,100
10	291,900	368,500	418,300	545,000
11	293,700	370,500	419,400	549,600
12	295,600	372,400	420,500	553,000
13	297,600	374,200	421,500	556,400
14	299,600	375,800	422,600	559,500
15	301,600	377,400	423,600	562,400
16	303,600	378,800	424,600	564,900
17	305,500	380,100	425,600	567,000
18	308,000	381,600	426,700	
19	310,700	382,800	427,800	

20	313,300	384,100	428,900
21	315,900	385,400	429,900
22	318,300	386,600	431,000
23	320,700	387,800	432,100
24	322,900	388,900	433,200
25	325,100	390,000	434,100
26	327,100	391,300	435,200
27	329,100	392,600	436,200
28	331,100	393,900	437,200
29	333,100	395,100	438,100
30	335,000	396,400	439,200
31	336,900	397,700	440,200
32	338,800	398,900	441,300
33	340,600	400,100	442,300
34	342,500	401,300	443,500
35	344,400	402,500	444,600
36	346,300	403,600	445,800
37	348,000	404,600	446,500
38	349,200	405,800	447,400
39	350,300	406,900	448,300
40	351,300	407,900	449,100
41	351,800	409,000	449,900
42	352,200	410,200	450,800
43	352,600	411,300	451,600
44	352,900	412,400	452,300
45	353,400	413,300	453,000
46	353,900	414,300	453,900
47	354,400	415,300	454,800
48	354,700	416,200	455,700
49	355,000	417,400	456,600
50	355,300	418,700	457,500
51	355,600	420,100	458,500
52	355,900	421,400	459,400
53	356,300	422,200	460,400
54	356,600	423,200	461,400
55	357,000	424,200	462,300
56	357,300	425,300	463,300
57	357,600	426,200	464,200
58	358,000	426,900	465,100
59	358,300	427,700	466,000

60	358,700	428,400	467,000
61	359,000	429,100	467,800
62	359,300	429,900	468,200
63	359,700	430,700	468,800
64	360,000	431,300	469,400
65	360,300	431,900	470,000
66	360,700	432,200	470,700
67	361,000	432,500	471,000
68	361,400	432,800	471,600
69	361,800	433,100	472,000
70	362,100	433,400	472,300
71	362,500	433,600	472,600
72	362,900	433,900	472,900
73	363,200	434,100	473,200
74	363,600	434,300	
75	364,000	434,600	
76	364,400	434,900	
77	364,700	435,100	
78	365,100	435,300	
79	365,500	435,600	
80	366,000	435,900	
81	366,500	436,100	
82	367,100	436,300	
83	367,800	436,600	
84	368,400	436,900	
85	369,000	437,100	
86	369,600	437,400	
87	370,200	437,700	
88	370,800	437,900	
89	371,300	438,100	
90	371,700	438,400	
91	372,000	438,700	
92	372,400	438,900	
93	372,800	439,100	
94	373,200		
95	373,600		
96	374,000		

97	374,600		
98	375,100		
99	375,500		
100	376,000		
101	376,400		
102	376,900		
103	377,200		
104	377,500		
105	378,000		
106	378,400		
107	378,900		
108	379,400		
109	379,800		
110	380,300		
111	380,700		
112	381,100		
113	381,500		
114	381,900		
115	382,300		
116	382,700		
117	383,100		
118	383,500		
119	383,900		
120	384,300		
121	384,600		
122	385,000		
123	385,400		
124	385,700		
125	386,100		
126	386,600		
127	387,100		
128	387,500		
129	387,900		

備考 この表は、大学に勤務する教授、准教授、講師、助教、助手その他の教育職員で理事長が別

に定める者に適用する。

別表第2 事務職給料表（第4条関係）

（単位：円）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500

33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	

71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300	427, 200
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600	427, 400
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800	427, 500
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	427, 600
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	427, 700
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600	
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800	
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000	
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300	
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600	
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800	
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000	
86	266, 200	305, 800	355, 700	397, 100	409, 200	
87	266, 500	306, 100	356, 100	397, 700	409, 400	
88	266, 800	306, 400	356, 500	398, 300	409, 600	
89	267, 100	306, 700	356, 700	399, 000	409, 800	
90	267, 400	307, 000	357, 100	399, 600	410, 000	
91	267, 700	307, 300	357, 500	400, 200	410, 200	
92	268, 000	307, 600	357, 900	400, 800	410, 300	
93	268, 300	307, 800	358, 100	401, 500	410, 400	
94		308, 000	358, 400	401, 900	410, 500	
95		308, 300	358, 800	402, 300	410, 600	
96		308, 700	359, 100	402, 600	410, 700	
97		308, 900	359, 400	402, 900	410, 800	
98		309, 200	359, 800	403, 200	410, 900	
99		309, 500	360, 200	403, 400		
100		309, 900	360, 600	403, 600		
101		310, 100	361, 100	403, 800		
102		310, 400	361, 500	403, 900		
103		310, 700	361, 900	404, 000		
104		311, 000	362, 300	404, 100		

105		311,200	362,800	404,200		
106		311,500	363,200			
107		311,800	363,500			
108		312,100	363,800			
109		312,300	364,200			
110		312,600	364,600			
111		313,000	365,000			
112		313,300	365,400			
113		313,500	365,900			
114		313,700	366,300			
115		314,000	366,700			
116		314,400	367,100			
117		314,600	367,600			
118		314,800	368,000			
119		315,100	368,400			
120		315,400	368,700			
121		315,700	369,000			
122		315,900	369,300			
123		316,200	369,500			
124		316,500	369,700			
125		316,800	369,900			
126			370,000			
127			370,100			
128			370,200			
129			370,300			

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。